

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の骨子案 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

指導計画の趣旨と位置付け

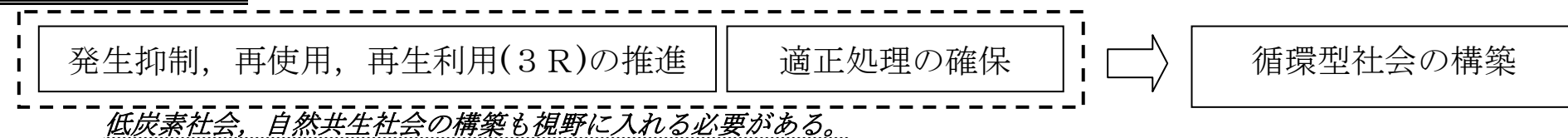
- ◎廃棄物処理法で策定を義務付けられている計画ではないが、京都市として産業廃棄物行政を積極的に推進していくための基本方向を示すもの
- ◎排出事業者、処理業者、市民の皆様と行政とが共に取り組むための指針
- ◎廃棄物処理法や本市の循環型社会推進基本計画の内容などを踏まえ、京都市の実情に合わせて指導していくための具体的な施策を定めるもの

計画期間 : 23~32年度 (5年間で中間見直し)

なぜ新たな計画を策定するのか

- ◎第2次計画で残された課題の解決及び社会経済情勢の変化を踏まえた産業廃棄物施策が必要
  - ◆廃棄物処理法の改正(22年5月) **排出事業者の処理責任の徹底 優良な処理業者の育成**など
  - ◆「京都市循環型社会推進基本計画」(一般廃棄物処理基本計画)の改定(22年3月) **排出事業者による分別・リサイクルの推進**など

**I 基本的理念** <持続可能な社会を創るため循環型社会の構築を目指す。>

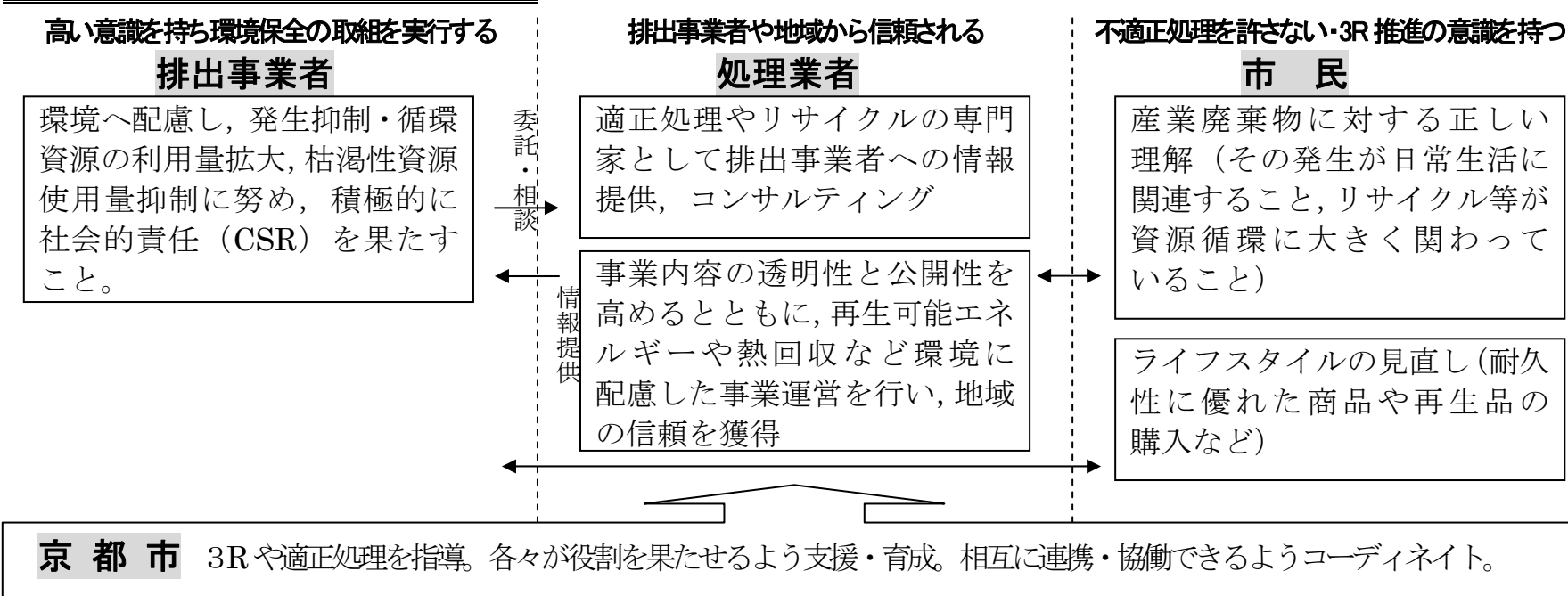


<本計画策定に当たっての視点> == **地域社会から信頼される産業廃棄物処理体制の確立** ==

- ① 産業廃棄物の処理責任は排出事業者にある。発生抑制やリサイクルを推進し、適正処理を確保するためには、まず排出事業者の高い意識とそれに基づいた行動が重要
- ② 不適正処理を行う処理業者は、規制を厳しくするだけではなくならない。排出事業者が処理業者を選択する際に、価格だけで判断せず、適正処理に努める処理業者が優位となるようにしていかなければならない。
- ③ 地域社会において①②が当たり前のこととなるためには、排出事業者の意識・行動改革や処理業者の優良化に向けた努力だけでなく、市民の意識の高揚も必要
- ④ 京都市には、法に基づく適正処理の指導に加え、①~③の実現に向けた誘導策を講じることが求められている。

**II それぞれが果たすべき役割**

<法令遵守や適正処理だけでなく、行動を一步進める必要>



**III 施策** <どのようにして基本的理念の実現を目指すのか> (別紙参照)

	排出事業者に対する施策	処理業者に対する施策	市民に対する施策
新規・充実	①排出事業者への指導を充実 ②委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発 ③リサイクル施設情報の提供 ④3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設	①優良な処理業者の育成に向けた情報公開(排出事業者等への情報発信)の推進 ②積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施	①啓発や環境教育の効果的な実施 ②市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応
継続	⑤建設リサイクル法の円滑な運用 ⑥PCB廃棄物の適正保管・適正処理の指導 ⑦産業廃棄物保管用地の監視 ◎違反行為に対する厳正・迅速な対応・処分等(警察等との連携)	③循環型社会ビジネスの振興支援 ④公共関与による適正処理の確保 ⑤公共工事におけるリサイクル資材の利用促進	<b>取組指標の設定</b> H20(基準)→H32(目標) 発生抑制率 2,718千トン→12%減(2,392千トン) 埋立処分率 4.3% →2.3%(2.0ポイント減) (両取組指標を達成すると、埋立処分量は基準年から半減)

**IV 実効性ある施策の推進のために**

- ①産業廃棄物処理施策推進協議会(仮称)の設置(→施策実施状況の定期的な報告と点検)
- ②事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導(→第4次指導計画策定に当たっては、循環型社会推進基本計画との統合を検討)

## 施 策 の 内 容

ゴシック太字は第3次指導計画において取り組む新規・充実施策

### 排出事業者に対する施策

- |  |  |
|--|--|
| ① 排出事業者への指導を充実 <b>【充実】</b>                     | ① 指導対象を多量排出事業者(1千トン以上/年間)から排出規模の小さい事業者に順次拡大し、3Rと適正処理の推進に向けた指導を充実する。                                      |
| ② 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発 <b>【新規】</b>       | ② 適正な委託処理が確保されるよう、産業廃棄物管理票制度(マニフェスト制度)の適正な運用と、委託した処理の実地確認の重要性について指導を徹底する。                                |
| ③ リサイクル施設情報の提供 <b>【充実】</b>                     | ③ リサイクル施設に関する情報を使いやすくとりまとめて公表するなど、排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行う。   |
| ④ 3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設 <b>【新規】</b> | ④ 排出事業者の3Rや適正処理に対するインセンティブを高めるため、リデュースやリサイクルなどに努めるとともに電子マニフェストの導入や委託処理の実地確認の実施など一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表する。 |
| ⑤ 建設リサイクル法の円滑な運用 <b>【継続】</b>                   | ⑤ 建設リサイクル法の届出対象建設工事について、立入指導や再資源化等実施状況の報告徴収を徹底し、資源の有効活用と産業廃棄物の適正処理を促進する。                                 |
| ⑥ PCB 廃棄物の適正保管・適正処理の指導 <b>【継続】</b>             | ⑥ PCB 廃棄物保管・使用事業場について、その保管状況を把握し、適正保管・適正処理の指導を行う。  |
| ⑦ 産業廃棄物保管用地の監視 <b>【継続】</b>                     | ⑦ 「京都市産業廃棄物不適正処理防止条例」に基づいて、産業廃棄物保管用地の監視を行い、不法投棄の発生を未然に防止する。  |
| ⑧ 違反行為に対する厳正・迅速な対応(警察等との連携) <b>【継続】</b>        | ⑧ 不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にし、厳正かつ迅速に対応する。   |

### 処理業者に対する施策

- |   |  |
|---|--|
| ① 優良な処理業者の育成に向けた情報公開(排出事業者等への情報発信)の推進 <b>【新規】</b> | ① 廃棄物処理法の改正により、一定の基準を満たす者は優良処理業者として評価され、優良処理業者には許可期限の延長の特例制度が設けられた。<br>本市では、処理業者の事業内容に加え、地域貢献や地球温暖化防止に向けた自主的な取組に関する情報などについても本市ホームページに公開し、排出事業者への「見える化」を進めることにより、優良な処理業者の育成を図る。 |
| ② 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施 <b>【充実】</b>            | ② 適正処理と施設の良い維持管理の確保について指導を徹底し、また、不適正処理を未然に防止するため、すべての積替保管施設や処理施設への立入りを定期的に実施する。  |
| ③ 循環型社会ビジネスに対する振興支援 <b>【継続】</b>                   | ③ 下水道汚泥や動植物性残渣など産業廃棄物の有効活用に向けて先進的に取り組む循環型社会ビジネスに対し、「京(みやこ)の環境みらい創生事業」などを活用し振興を図る。  |
| ④ 公共関与による適正処理の確保 <b>【継続】</b>                      | ④ 埋立処分場や焼却施設は、新たに確保することが非常に困難である。<br>そのため、引き続き大阪湾圏域広域処理場整備事業及び(株)京都環境保全公社への支援を継続していく。  |
| ⑤ 公共工事におけるリサイクル資材の利用促進 <b>【継続】</b>                | ⑤ 京都市発注工事においてリサイクル資材の利用促進を図る。  |
| ⑥ 違反行為に対する厳正・迅速な処分等(警察等との連携) <b>【継続】</b>          | ⑥ 不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にするとともに、処分基準を明らかにして、厳正かつ迅速に対応する。  |

### 市民に対する施策

- |   |  |
|---|--|
| ① 啓発や環境教育の効果的な実施 <b>【充実】</b>                  | ① 市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識の醸成を、より一層効果的に推進する。   |
| ② 市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応 <b>【充実】</b> | ② 産業廃棄物の不適正処理や事故により地域の環境に著しい悪影響が生じた場合には、市民の安心・安全を確保するため、専門家の意見を聴取しながら対応策を検討し、それら一連の情報を公開するとともに、支障の除去等の法的措置も含め毅然とした対応をする。 |